

増加する介護保険料③

企業が支払う社会保険料を負担するのは誰か？

政策調査部 研究員 石橋 未来

介護給付費が一段と増加する中、現役層の介護保険料を折半している企業の負担も重くなっています。コロナ禍の中では、社会保険料の納付を猶予する制度を利用する企業も現れました。企業の保険料負担の増加が続けば、雇用の減退や賃金の低下を通じて家計所得の下押しになることも懸念されます。負担の伸びを抑制するための給付の見直しが急務です。

コロナ禍の中で保険料納付の猶予を求める企業も現れた

40～64歳の現役層が負担する介護保険料（第2号保険料）は、被用者の場合、法律で事業主（企業）と被保険者が折半で負担することとされています。介護給付費の増加に伴い、企業が負担する介護保険料は制度創設からの約20年間で3.3倍に増えました（内閣府「2019年度国民経済計算」）。2018年度以降は1兆円を超えており、先行きが見通しにくい企業経営上の重い負担になっています。さらに、本シリーズの第6回で述べたように、2020年度からは第2号保険料に相当する介護納付金に総報酬割が全面導入されたため、平均的な報酬が高い企業ほどそうした課題に直面しているといえるでしょう。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響によって経営が悪化し、社会保険料の納付が困難となった会社も現れました。政府は、新型感染症の影響で事業等に係る収入が前年同期比で概ね20%以上減少した企業に対し、社会保険料の納付が1年間猶予される特例制度を設けました。この猶予特例は2020年12月分までの保険料で終了しましたが¹、それ以降についても、新型感染症の影響で納付が困難な場合は一定の要件の下で利用できる猶予制度があります。

もともと、保険料の納付が猶予されたとしても、免除されるわけではありません。業績の回復が遅れば、翌年以降の保険料負担はさらに重いものとなり、経営を圧迫し続けます。もちろん、業績の悪化で従業員の賃金が下がれば保険料負担も減りますが、業績が賃金に反映されるまでにはタイムラグがあるため、企業の厳しい状況はしばらく続くでしょう。

¹ 対象は労使折半の介護保険料や健康保険料、厚生年金保険料に加え、全額事業主負担である労災保険料や子ども・子育て拠出金なども含まれる。猶予特例が適用されたのは2020年2月1日～2021年2月1日に納期限が到来した保険料（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10866.html）。

企業の保険料負担は家計に帰着する

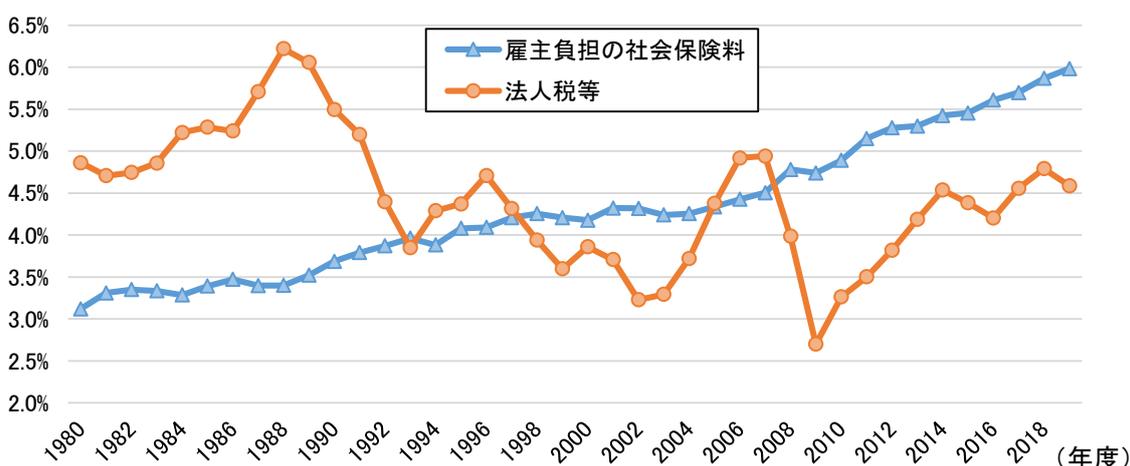
介護を中心に増加する社会保険料の負担は、企業の経営に影響を及ぼす大きな問題です。雇主負担の保険料と企業の法人税等の負担の大きさの推移を GDP 対比で見ると、前者は急速な上昇トレンドにあり、2008 年以降は後者を上回るようになっています（図表）。

介護を含め、事業主が支払う社会保険料は法律に基づいて雇主が負担しているものであり、経営上で重視される人件費の一部であることは間違いありません。ただ、その負担が重いと考える経営者は、それならばと雇用を減らすかもしれません。短時間労働者の被用者保険へのさらなる適用拡大が 2024 年にかけて進められますが、労働需要を減退させないか注目したいところです。つまり、社会保険料に事業主の負担がある分、雇用が減らされていると考えると、その保険料は企業部門ではなく家計部門が負担していると捉えることができるでしょう²。

また、労働者の賃金が 1990 年代後半から伸び悩んでいることを踏まえると、同じ時期に上昇してきた企業の保険料負担は、雇用の賃金を抑えることで家計に転嫁されているのではないかとの指摘もあります³。確かに人手を機械設備で代替しやすいような状況下では、企業負担の保険料が増加した分、労働者が賃下げを受け入れざるを得ないことは十分に考えられます。社会保険料の増加が企業経営に悪影響を与えたり、雇用や賃金を通じて家計所得を下押ししたりしている公算は大きいと思われる。負担の増加を抑えるために、給付の見直しが急がれます。

（次回予告：給付と負担の見直し）

図表 雇主負担の社会保険料と法人税等の規模の推移（GDP 比）



（注）雇主負担の社会保険料は「雇主の現実社会負担」を、法人税等は「所得・富等に課される経常税」を用いた。「非金融法人企業」と「金融機関」の合計。1993 年度以前は 93SNA（旧基準）のベース。

（出所）内閣府「国民経済計算」より大和総研作成

² ちなみに、GDP 統計上の雇業者報酬には雇主負担分を含む社会保険料全体が含まれている。つまり、家計は賃金に社会保険料を加えた報酬を受け取っており、雇主負担分を含む社会保険料を政府に支払っている（家計が社会保険料全体を負担している）とその経済実質的な意味合いが整理されている。

³ 前川聡子（2012）「日本における企業の社会保障負担の変化：SNA データに基づく事業主負担率の計測」『社会保障と財政を考える ―医療・介護政策と財政負担の方向から―』（平成 24 年 3 月 31 日）pp.93-106、関西大学経済・政治研究所